

平成24年度第3回富里市国民健康保険運営協議会会議録（要点筆記）

招集年月日	平成24年11月15日		
招集の場所	富里市役所 別館2階 大会議室		
開会・閉会の時間	開会 平成24年11月15日 13時55分 閉会 平成24年11月15日 14時40分		
◎会長 ○会長職務代理	氏名	出欠等の別	届出の有無
	◎池田 明	○	
	○大塚 良一	○	
	林田 美恵子	○	
	綿貫 文雄	○	
	大竹 俊子	欠	有
	田中 章三	○	
	我妻 道生	○	
	内田 啓二	○	
	麻野 邦子	欠	有
会議録署名委員	池田 明		
説明のため出席した者の職氏名	国保年金課長	栗原 智彦	
	国保年金課副主幹	甲田 修巳	
	国保年金課副主幹	新井 弘子	
職務のため出席した者の職氏名	健康福祉部長	岩澤 新一	
	国保年金課主査	岩館 進	
会議に附した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

# 平成24年度第3回富里市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 平成24年11月15日(木)

午後2時～

場 所 別館2階 大会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 題

平成24年度富里市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について

## 4 その他

富里市国民健康保険税相当額特別返還金支給要綱について

## 次回会議予定

事務局(案) 平成25年2月7日(木) 午後

※開催する場合は事前に通知します。

## 5 閉 会

○委員の意見 ⇒市の説明

議 題

平成 24 年度富里市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）(案)について

⇒ 1 ページになります。

歳入・歳出にそれぞれ 1 0 0, 4 6 9 千円を増額し、総額で 6, 0 0 1, 6 5 7 千円とするものです。保健給付費の一般保険者療養費負担事業において、一般被保険者療養費の中で柔整分が増加しているため、5, 7 8 4 千円を増額補正するものです。後期高齢者支援金の平成 2 4 年度の支援金額が決定し、当初予算額を上回り、不足が生じますので、不足額 4 6 7 千円を増額補正するものです。諸支出金では、平成 2 3 年度療養給付費国庫負担金が概算交付されていますが、交付額の精算に伴い、9 4, 2 3 8 千円の返還金額を増額補正するものです。歳出全体で 1 0 0, 4 6 9 千円を増額補正となります。増えた歳出額の財源として基金を取り崩して、歳入に 1 0 0, 4 6 9 千円を繰入れさせていただきます。1 2 月補正後の基金残高は、2 8, 6 0 7 千円となります。

○1 億円を基金から繰入れして歳入・歳出で総額 6 0 億円になりますが、これで 3 月は補正しなくてもだいじょうぶなのですか？

⇒3 月までに不足すると思われるものだけを基金の範囲で繰入れしましたが、歳出において、退職被保険者等療養給付費や一般被保険者療養給付費など不確定の部分がありますので、3 月は、そこまでの範囲で整理させていただきます。

⇒これから季節的なもので、流行性感冒の流行などによって、医療費の支払いが増えますので、こうしたことが流動的な部分に挙げられます。

○国庫負担金返還金について、予算額が 1 千円だったと思うのですが、9 4, 2 3 8 千円は額が大きいが、もう少し額を小さく出来ないのですか？

⇒国からの負担金が 1 2 億円程度あり、その内 9 4, 0 0 0 千円の返納金は全体の 8 %弱になるが、額として見ると確かに大きな額ではあるが、全体の額で見るとそんなに大きな額とは言えない範囲だと考えられますので、ご理解いただければと思います。

⇒医療給付費国庫負担金については、当初、交付決定がされ、2 月に変更申請を行うため、3 月補正でも間に合わない状況です。また、2 月の変更申請も、医療費については、見込額で交付されますので、翌年に精算となります。交付額については、国から示された算式により交付されますので、市町村で変更することができません。その為、時期的に市で、対応できない現状がありますので、この額については、ご理解をいただきたいと思います。

採決・・・挙手全員

その他

富里市国民健康保険税相当額特別返還金支給要綱について

⇒富里市国民健康保険税相当額特別返還金支給要綱の背景と経緯につきましては、平成22年7月6日最高裁において、遺族が年金形式で受給する生命保険金所得のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないという判決が下されました。これを受けて、国税においては民法上の債権の消滅時効が10年であることから、平成12年分までの10年間を対象として平成17年分から平成21年分の所得税について、所得更正して還付し、平成12年分以降については特別還付金支給制度を創設して所得税相当額を返還しているところです。

この取り扱いの変更に伴い、富里市では個人住民税において、平成24年1月4日より、富里市個人住民税保険年金返還金支給要綱を制定し、地方税法で返還のできない年度分について、返還金の支給を行っているところです。国民健康保険税においても、所得割の算出基礎となる所得について変更がなされる為、地方税法の規定により還付することができない5年を超える国民健康保険税相当額について、要綱を整備し返還するものです。これにより、納税者の不利益を救済し、円滑な行政運営と税務行政に対する信頼を確保することを目的とします。

対象人数は、11月1日現在、個人住民税での、7名で、国民健康保険税では、申請該当年度において被保険者の方の人数は6名で、影響額が719,200円です。

○いつ頃から実施しますか?

⇒これで決まりましたら、今月からでもすぐに実施します。

○近隣の市に於いて、返還しないという市がある中で富里市に於いても返還しないという選択もあるのではないかと思うのですが?

⇒最高裁の判決の出ている案件でもあり、同じ市の対応として、個人住民税は返して、国民健康保険税は返さないという理由が立たないということとありますし、所得割の算出基礎となる所得について変更がなされる為、地方税法の規定により還付することができない5年を超える国民健康保険税相当額について、要綱を整備し返還するべきという市長のご意向もございます。

○今月施行ということだと予算の方は大丈夫でしょうか?

⇒予算の方は大丈夫です。

次回の会議

平成25年2月7日(木)午後